

41 文部大臣の主管に属する法人の設立及び監督に関する規程第五条の基本財産指定 [昭和十一年十一月]

(注記1) 发文二二二号 定決裁 11月30日 文書課長 (有原) 送 11月30日 起案者 (内田)

昭和十一年十一月十八日起案

文書課長 (堀池)

次官 (河原)

大臣 花押 (平生)

政務次官 後関 (山本)

参与官 不在 学務課長 (有光)

(注記3) 専門学務局長 (伊東) 学芸課長 (石丸)

普通学務局長 (菊池) 庶務課長 (山崎) 理事官 (岡田) (佐藤)

(注記4) 実業学務局長 (藤野) 社会教育局長 (山川) 宗教局長 (高田) 体育課長 (山原)

庶務課長 (田村) 庶務課長 (川村) 庶務課長 (海野)

庶務課長 (山崎) 庶務課長 (岩松) 庶務課長 (岩倉) 庶務課長 (川井) 庶務課長 (山崎)

庶務課長 (伊藤) 庶務課長 (植田) 庶務課長 (藤田)

庶務課長 (高田) 庶務課長 (橋本) 庶務課長 (自署)

庶務課長 (山原) 庶務課長 (田村) 庶務課長 (川村) 庶務課長 (海野)

伺

文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル規程第五条ノ基本財産左案ノ通指定告示相成可然哉

(下 札)

告示案

文部省告示第(加筆)三百六十号

(注記6) 文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル規程第五條ノ基本財産左ノ通指定ス

(加筆) (昭和十一年)年(十二)月(一)日

文部大臣

一、〔抹消〕(設立当初)定款又ハ寄附行為ヲ以テ基本財産タルコトヲ明示シタル財産

二、寄附行為ニ基本財産ニ関スル規定ナキモノニ在リテハ最近年度末現在ノ財産目録ニ掲ゲタル基本財産ニシテ昭和十一年十二月一日ニ現存スル財産

三、定款又ハ寄附行為ノ規定ニ基キ其ノ他一定ノ手續ヲ經テ基本財産ト為シタル財産

四、学校ヲ經營スル法人ニ在リテハ其ノ所有ニ係ル校地校舍

五、前各号ノ外文部大臣ニ於テ各法人ニ付特ニ指定シタル財産(備考)

本規程施行後最初ノ事業報告ノ際必要ナルモノハ之ヲ基本財産ニ編入セシメ、肯ゼザルモノニ対シテハ文部大臣ガ積極的ニ指定スルモノトス

●文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ

関スル規程

昭和十一年十一月五日文部省令第十九号

文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル規程左ノ通

改正ス

文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル規程

第一條 民法第三十四條ノ規定ニ依リ文部大臣ノ許可ヲ得テ法人ヲ設立セントスルトキハ其ノ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スベシ

一 社団ニ在リテハ定款、財団ニ在リテハ寄附行為

二 社団ニ在リテハ社員ノ員數

三 財産目録

四 不動産其ノ他重要ナル財産ニ関スル權利ノ所屬ヲ証スベキ書類

五 事業計画及之ニ伴フ収支予算書

六 設立代表者ヲ定メタルトキハ其ノ權限ヲ証スベキ書類

七 設立者又ハ設立代表者ノ履歷書

第二條 法人ハ其ノ設立ノ許可ヲ得タルトキハ遲滞ナク前條第三号ノ財産ノ移轉ヲ受ケ其ノ移轉ヲ了シタル後一月以内ニ之ヲ証スル書類ヲ添附シ其ノ旨ヲ文部大臣ニ報告スベシ

第三條 法人ハ民法第四十五條、第四十六條又ハ第四十八條ノ規定ニ依リ登記ヲ為シタルトキハ二週間以内ニ登記簿謄本ヲ添付シ之ヲ文部大臣ニ報告スベシ

理事、監事ノ任免又ハ死亡アリタルトキハ二週間以内ニ文部大臣ニ之ヲ報告スベシ就職ノ場合ニ在リテハ其ノ履歷書ヲ添附スルコトヲ要ス

第四條 法人ハ其ノ定款又ハ寄附行為ノ變更ノ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スベシ

一三一

一 変更ノ条項及理由

二 社団法人ニ在リテハ總會ノ決議録写、財団法人ニ在リテ

ハ寄附行為所定ノ手續ヲ経タルコトヲ証スベキ書類

第五条 法人ハ文部大臣ノ指定スル基本財産〔加筆・朱總〕ヲ処分シ、収支予

算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新タニ義務ノ負担ヲ為シ又ハ

権利ノ抛棄ヲ為サントスルトキハ文部大臣ノ承認ヲ受クベシ

予算内ノ支出ヲ為ス為其ノ年度内ノ収入ヲ以テ償還スル一時

ノ借入金以外ノ借入金ニ付亦同ジ

第六条 法人ハ宗教ニ関スル維持法人ヲ除キ年度開始前ニ翌年

度ノ収支予算ヲ文部大臣ニ報告スベシ収支予算ノ変更アリタ

ルトキ亦同ジ

文部大臣ハ必要ト認メタルトキハ収支予算ノ変更ヲ命ズルコ

トアルベシ

第七条 法人ハ年度終了後二月以内ニ該年度末ノ財産目録ヲ添

附シ該年度ニ於ケル左ノ事項ヲ文部大臣ニ報告スベシ仍大

学、高等学校及専門学校ヲ経営スル法人ニ在リテハ該年度末

ノ貸借対照表ヲ添附スルコトヲ要ス

一 事業ノ状況

二 処務ノ概要

三 収支決算書

四 財産増減ノ事由

五 社団法人ニ在リテハ社員ノ異動状況

前項及前二条ノ年度ハ定款又ハ寄附行為ニ特ニ之ヲ定メザル
モノニ在リテハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月末日ニ終ルモノ

ト看做ス

第八条 法人ハ其ノ事務所ニ左ノ表簿ヲ備フベシ但シ他ノ法令

ニ依リ之ニ代ルベキ表簿ヲ備ヘタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 社団法人ニ在リテハ定款、財団法人ニ在リテハ寄附行為

二 職員ノ名簿及履歴書

三 処務日誌

四 定款又ハ寄附行為所定ノ議決機関ノ決議録

五 収入簿、支出簿及証憑書類

六 資産台帳及負債台帳

七 官公署往復書類

八 其ノ他必要ナル表簿

前項第三号及第七号ノ表簿ハ一年以上、第四号ノ表簿ハ永年、

第五号ノ表簿ハ十年以上之ヲ保存スベシ

第九条 法人ハ主タル事務所ヲ他ノ道府県ニ移転シタルトキハ

遅滞ナク之ヲ新所在地ノ地方長官ニ報告スベシ

第十条 法人ノ設立者又ハ法人ヨリ文部大臣ニ提出スベキ書類

ハ其ノ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由スベシ

地方長官ニ於テ前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ意見ヲ附シテ進

達スベシ

第十一条 地方長官ハ法人ニ於テ民法第七十一条若ハ民法施行

法第二十三条ノ規定ニ該当スル行為アリ又ハ法人ノ行為ニシ

テ事業ノ遂行上支障アリト認メタルトキハ其ノ事由ヲ具シ文

部大臣ニ報告スベシ
第十二条 地方長官ハ第十条第二項ノ規定ニ依リ意見ヲ附シ又

ハ前条ノ規定ニ依リ報告ヲ為ス為必要アリト認めタルトキハ
文部大臣ノ指揮ヲ承ケ報告ヲ徴シ又ハ実地ノ調査ヲ為スコト
ヲ得

第十三条 法人左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ理事又ハ監
事ヲ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

一 第五条ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第八条第一項第一号乃至第七号ノ表簿ノ備附ヲ怠リ又ハ
其ノ表簿ニ虚偽ノ記載ヲ為シ若ハ記載スベキ事項ノ記載
ヲ怠リタルトキ

三 本令ニ定メタル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルト
キ

附則

本令ハ昭和十一年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

(注記7)

基本財産ノ指定方法

(加筆) 昭和十一年十一月十七日決定

一、専門学務局

(抹消) [昭和十一年十一月文部省令第十九号] (加筆) [文部省告示第 号]

文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ (抹消) (加筆) ス
ル規程第五条 (二) 依リ (加筆) (抹消) ノ規定ニ依ル基本財産左ノ通指
定ス

(抹消) [其ノ処分ニ付文部大臣ノ承認ヲ経ベキ基本財産トシテ指
定スルモノ左ノ如シ]

(加筆) [年 月 日]

(加筆) [文部大臣]

(注記9)

一、(抹消) [財団法人ニ在リテハ設立当初] (加筆) [定款又ハ] 寄附行為ヲ以
テ基本財産タルコトヲ明示シタル財産 (抹消) [及設立後] (加筆) [定款又
ハ] 寄附行為ノ規定ニ基キ若ハ所定ノ手続ヲ経テ基本財産
中ニ編入 (抹消) (加筆) [シタル] 財産 (注記11)

(注記10)

(抹消) [三] (加筆) [定款又ハ] 寄附行為ニ (基本財産ニ関スル) 規定ナ
キ (財団法人) モノニ在リテハ最近年度末現在ノ財産目録ニ
掲 (抹消) (加筆) [ゲ] (抹消) [ル] 基本財産ニシテ昭和十一年十二月一日ニ
現存スル (抹消) (加筆) [モノ] 及将来之ト同様ノ目的ヲ以テ造成スルモノ
(財産) (加筆)

(注記12)

(抹消) [三] 社団法人ニ在リテハ特ニ基本財産ヲ設クル場合ニ限り前
二号ニ準ズ (加筆) [三]、定款又ハ寄附行為ノ規定ニ基キ (加筆) 其ノ
他 (一定ノ手続ヲ経テ基本財産) 中 (抹消) [ニ] 編入シタル (抹消) [モノ] 財
産

四、学校ヲ経営スル法人ニ在リテハ (抹消) [前三号ニ依リ特定シ得
ルト否トニ拘ラズ] 其ノ所有ニ係ル校地校舍 (加筆) [×五]、宗教ニ
関スル維持法人ニ在リテハ其ノ維持 (抹消) [経費] (加筆) [経費] ニ充ツベ
キ収 (抹消) [益] (加筆) [入] ヲ生ズル財産
(加筆) [五] (加筆) [前各号ノ外] (抹消) [特ニ] 文部大臣ニ於テ (各法人) (抹消) [毎] [二] 付
特ニ指定シタルモノ (財産) (加筆) [六] (抹消)

(注記13)

二、普通学務局

左ノ財産ハ文部大臣ノ指定シタル基本財産トス

一、定款又ハ寄附行為ニ基本財産トシテ規定シタルモノ及

其ノ規定ニ依リ基本財産ニ編入シタルモノ

二、学校法人ニ在リテハ定款又ハ寄附行為（前項ノ規定）

ニ規定スルト否トニ拘ラズ其ノ所有ニ係ル校地及校舎ヲ基本財産ニ包含セシメルコト

三、定款又ハ寄附行為ニ何等ノ規定ナキモノハ最近年度（昭和十年度）事業報告ニ添付シタル財産目録（又ハ本令施行当時現在ノ財産目録）ニ基本財産トシテ掲ゲタルモノ

財産目録中基本財産トシテ掲ゲザルモノ、繰越金以外又ハ用途指定以外ノ現金又ハ有価証券アルトキハ之ヲ財産ト看做ス（収支予算ニ関係ナキ余剰財産ノ意ナリ、此ノ基本財産ハ財団法人ニ限ル）

三、実業学務局

告示案

文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル規程第五條ニ依リ左ノ財産ヲ基本財産ト指定ス

年 月 日

文部大臣

- 一、定款又ハ寄附行為ニ依リ基本財産ト定メラレタル財産
- 二、基本財産ニ付寄附行為ニ別段ノ規定ナキ財団法人ニアリテハ其ノ法人ノ経営スル事業ノ経費ニ充ツヘキ収益ヲ生ズル財産（但必要アル場合ハ文部大臣ハ各財団法人ニ就キ之ヲ認定ス）

(注記14)

文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル規程第五條ニ定ムル基本財産ノ指定左ノ如シ

^{加筆}

仍基本財産ニ関シ規定ナキモノ又ハ基本、積立金、準備金、特別財産ノ名称ヲ用ヒ其ノ性質明瞭ヲ欠クモノニ在リテハ基本財産タル財産ト通常財産トヲ明瞭ニ區別シタル財産目録ヲ調製シ何ヶ月以内ニ文部大臣ニ届出デ其ノ指定ヲ受クルコトヲ要ス

- 一、設立当初寄附行為又ハ定款ヲ以テ基本財産タルコトヲ明示シタル財産及設立後寄附行為又ハ定款ノ規定ニ基キ若ハ一定ノ手続ヲ経テ基本財産中ニ編入シタル財産
- 二、学校法人ニ在リテハ前項ニ依リ特定シ得ルト否ニ拘ラズ其ノ所有ニ係ル校地及校舎ニ付テハ指定セラレタルモノトス

五、宗教局

一、将来設立セムトスル法人

寄附行為又ハ定款ヲ以テ設定シタル基本財産ハ昭和十一年文部省令第十九号第五條ニ依リ指定シタル基本財産トス

二、現存ノ法人

- 1. 寄附行為、定款中ニ基^本キ財産ノ設定ナキモノ
原則トシテ放任シ置クモ（a）当該法人ヨリ指定基本財産ヲ設クベク申出アルトキ（b）又ハ特ニ文部大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ職權ヲ以テ個々ニ指定ノ行政処分ヲナス場合アリ。

四、社会教育局

2. 寄附行為、定款中ニ基本財産ノ設定アルモノ

イ、基本財産ノ設立アルモノ之ガ処分ニ付文部大臣ノ認

可(承認)ヲ要スル旨ノ規定ナキモノ右ニ付テハ宗

教局主管ノ法人ノ特異性ニ鑑ミ二、ノ1.ニ準ズ

ロ、同文部大臣ノ認可ヲ要スル旨ノ規定アルモノ

将来設立セムトスル法人ト同様ノ取扱ヲナス

從テ宗教局主管ノ法人ニ付テハ

一、将来設立セムトスル法人(十二月一日以後ノ)及寄附

行為定款中ニ基本財産ヲ設定シ、之ガ処分ニ付文部大

臣ノ認可ヲ要スル旨ノ規定ヲ存スル現行法人ニ関シテ

ハ其ノ基本財産ハ省令第五条ニ依リ指定シタル基本財

産ト看做ス

二、其他現存法人ニシテ基本財産ニ関スル定ヲ寄附行為定

款中ニ欠クモノ及之アルモノ其ノ処分ニ付文部大臣ノ認

可ヲ要スル旨ノ規定ヲ存セザルモノニ付テハ必要ニ応

ジ申請ニ依リ又ハ職權ヲ以テ個々ニ指定ヲ為スモノト

ス、

但シ宗教局法人ハ其ノ特異性ヨリシテ斯ル法人ニ付テ

ハ現在ノママ差措クヲ原則トス

以上

六、体育課

文部大臣ノ主管ニ屬スル法人ノ設立及監督ニ関スル規程第

五条ニ定ムル基本財産ノ指定次ノ如シ

一、既設ノ法人ニシテ基本財産ニ関スル規定ナキモノ又ハ

積立金、準備金、特定財産等ノ名称ヲ用ヒ其ノ種別不

明瞭ナルモノニ在リテハ基本財産ト通常財産トヲ明瞭

ニ區別シタル財産目録ヲ調製シ何ケ月以内ニ文部大臣

ニ届出テ其ノ指定ヲ受クルコトヲ要ス

一、設立当初寄附行為又ハ定款ヲ以テ基本財産タルコトヲ

明示シタル財産及設立後寄附行為又ハ定款ノ規定ニ基

キ若ハ一定ノ手續ヲ經テ基本財産中ニ編入シタル財産

(注記1)

「急」

(注記2)

「記録掛 □・7・26 受領」

(注記3)

「完結」

(注記4)

「回付月日/十一月十九日 体育課/十一月二十日 宗教局」

(注記5)

「一二」(簿冊内件名番号)

(注記6)

「注意 十二月一日附官報ニ告示ノ」

(注記7)

「(定款又ハ寄附行為ニ基本財産ニ関スル規定ナキモノニ在リテハ

内規等ノ手續ヲ經テ基本財産ニ編入シタル財産)」

(注記8)

「申請ヲ俟タズ積極的ニ指定スルモ無理ナキヤ」

(注記9)

〔減シタノハ^(加筆)指定前ニ処分シタモノデアアルカラ致シ方ナシ〕如何ノ
基金、積立金ノ如キモノハ含マザルヤ〕

(注記10)

〔教育会法人ノ如キモノハ分ラヌ〕

(注記11)

〔評議員会理事会ニカケテヤル場合〕

(注記12)

〔所有スルモ担保ニ供セラルルモノハ如何〕

(注記13)

〔其ノ他ノモノハ決算報告ノトキヨリ調べテ之ヲ基本財産ニ編入サ
セル キカヌモノハ積極的ニ指定スル 宗教ハ一本デユクカ、財
産目録提出ノトキ分ケサセルカ研究。〕

(注記14)

〔財産目録ノ届出ノトキニヤル〕

(下札)

①種別 つ三ノ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 告示第三百六十

号 文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル規程第五

条ノ基本^(加筆)〔財産指定〕番号 一三一 / 結了年月日 昭一一

・一一・三〇 / 保存年限 ムキ / 枚数 10

〔自大13年至昭22年 法人総規〕
〔文部省② 3A, 32—7, 2507〕